

現在の位置：[トップページ](#) > [広報](#) > [記者会見](#) > 平成30年3月2日発表 茅ヶ崎市立小学校における重大事態の調査報告書の取扱いについて

## 平成30年3月2日発表 茅ヶ崎市立小学校における重大事態の調査報告書の取扱いについて

ページ番号 C1029190

更新日 平成30年3月5日

### 記者発表

茅ヶ崎市立小学校における重大事態の調査を行ってきましたが、3月1日（木曜日）の当該保護者からの所見提出時における懇談により、追加調査を行う必要があると判断したため、そのことについて記者発表をいたしました。





配布資料は、資料1、資料2、資料3、資料4です。資料の詳細はPDFをご覧ください。

- [3月2日記者会見の様子はYou Tubeで動画配信を行っています](#)（外部リンク）

### 問い合わせ

教育推進部学校教育指導課

### 添付ファイル

-  [資料1 茅ヶ崎市立小学校における重大事態の調査報告書（答申）について（PDF 270.3KB）](#)
-  [資料2 茅ヶ崎市立小学校におけるいじめの重大事態に係る対応の流れ（PDF 126.0KB）](#)
-  [資料3 教職員の（懲戒）処分と措置について（PDF 142.6KB）](#)
-  [資料4 市職員の（懲戒）処分と措置について（PDF 79.5KB）](#)

### 関連情報

- [茅ヶ崎市長定例記者会見\(You Tube\)](#)（外部リンク）

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

質問：このページの内容は参考になりましたか？

- 参考になった     ふつう     参考にならなかった

質問：このページの内容はわかりやすかったですか？

わかりやすかった  ふつう  わかりにくかった

質問：このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった  ふつう  見つけにくかった

送信

#### このページに関するお問い合わせ

企画部 秘書広報課 広報担当

市役所本庁舎5階

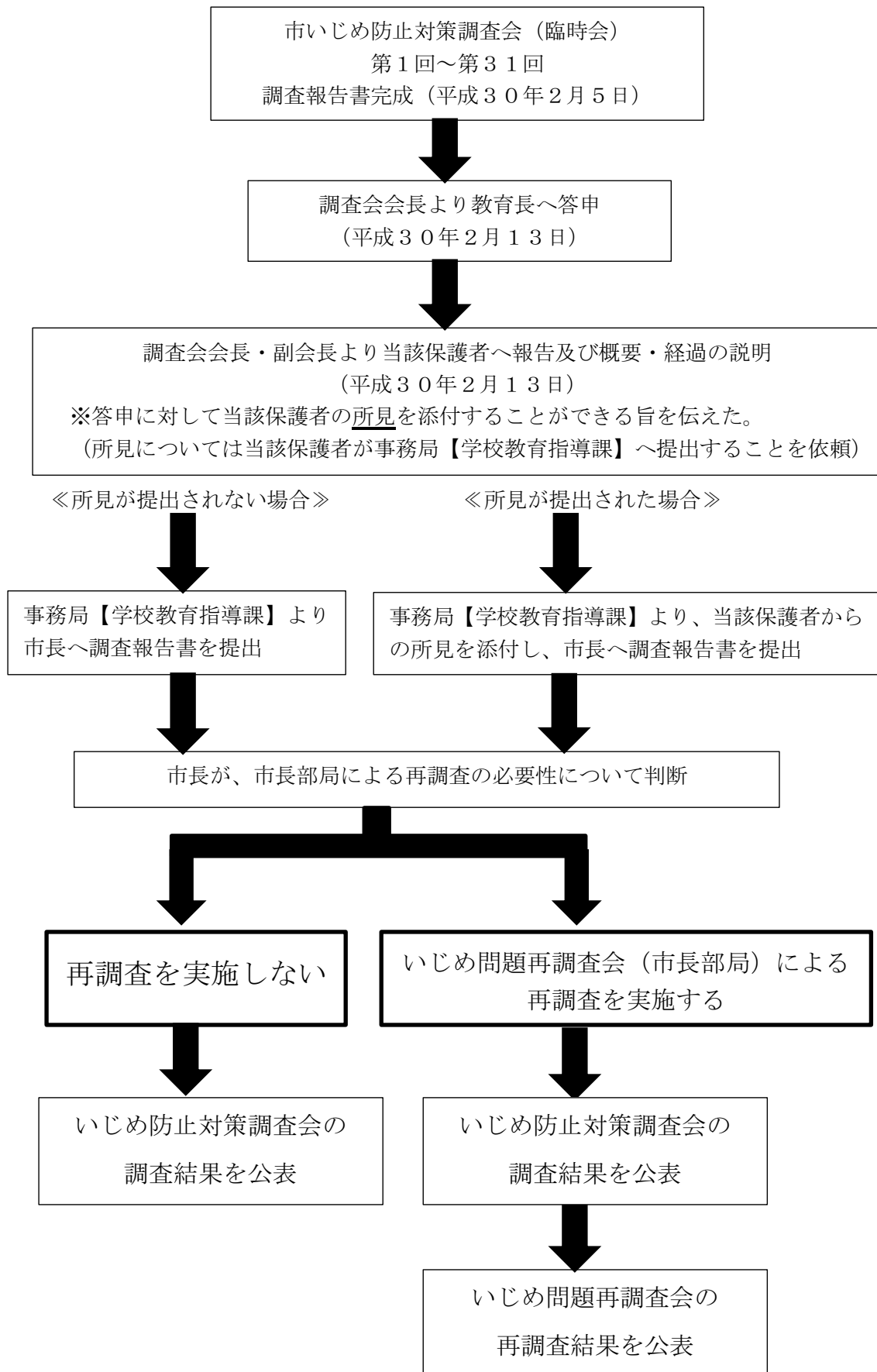
〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話：0467-82-1111 ファクス：0467-87-6345

[お問い合わせ専用フォーム](#)

## 茅ヶ崎市立小学校における重大事態の調査報告書（答申）について

茅ヶ崎市教育委員会



## 第10 地方公共団体の長等による再調査

(再調査を行う必要があると考えられる場合)

○ 例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、地方公共団体の長等は、再調査の実施について検討すること。

①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合

②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合

③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合

④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査(当初の調査)の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

(地方公共団体の長等に対する所見の提出)【再掲】


○ 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

(再調査の実施)

○ 地方公共団体の長等は、再調査を行うこととした場合、上記第1から第8までの事項に沿って、調査を進めること。

○ 公立学校について再調査を実施した場合、地方公共団体の長は、その結果を議会に報告しなければならない(法第30条第3項)。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが求められる。

茅ヶ崎市立小学校におけるいじめの重大事態に係る対応の流れ

H28	当該児童	当該児童保護者	学校	教育委員会
3月		3/20 学校へいじめの訴え	3/20 いじめの認知 市教委へ報告 	3/22 いじめの認知
4月	4/18～欠席		4/13 聞き取り内容について当該児童保護者へ報告	
5月		4/25 嘆願書提出 5/1 市長宛て文書提出	4/25 嘆願書により PTSD 把握	
6月	6/2 欠席 30日		5/24 当該児童保護者との面談① で関係児童への聞き取り内容及び指導内容を報告	5/2 当該保護者からの市長宛て文書にて PTSD 把握
7月			7/22 当該児童保護者との面談②で 関係児童への聞き取り内容及び指導内容を報告	
8月			9/1 いじめ対策委員会で当該児童保護者の意向を市教委と共有	
9月			9/23 いじめ対策委員会で市教委による担任への聞き取りに同席 ⇒聞き取り内容について当該児童保護者へ報告	9/1 いじめ対策委員会に課長・指導主事が参加 9/23 担任への聞き取り
10月		10/25 教育長宛て文書提出（第三者委員会（以下「調査会」）設置の嘆願書）	10/17 市教委から関係児童保護者への説明に同席	10/17 市教委から関係児童保護者への説明
11月			10/28～ 担任が病氣療養のため休職に入る 11/1・11/2 市教委の関係児童保護者との面談に同席	10/27 調査会の立ち上げについて市長へ報告
H29			3/30 担任が復職	11/1・11/2 学校とともに関係児童保護者との面談 11/2 当該児童保護者へ調査会立ち上げの報告 11/9 第1回臨時会開催 教育長から調査会へ諮問 * 以後、月に2回開催
H30			9月～ 当該児童の登校再開に向けた学校による担任への聞き取り調査 ⇒当該児童保護者へ報告	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 ・当該児童及び当該児童保護者への聞き取り (H29. 2. 13～H29. 4. 17)                  ・関係者への聞き取り (H29. 5. 29～H29. 8. 23)             </div>
2月		1/10 調査会に向けての資料を市教育委員会に提出	2/2 教職員に対する措置	
3月		3/1 当該児童保護者より市長へ答申書についての所見提出		3/1 教育長が当該児童保護者と市長の面談に同席

- 1 **懲戒処分**…県教育委員会が市教育委員会の内申をまって実施する

「法的根拠」

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条】

…都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

【地方公務員法第29条】

…教職員に①法令違反 ②服務義務違反又は職務怠慢 ③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合に【懲戒処分】として【戒告】【減給】【停職】【免職】の処分をすることができる

免 職	職員の身分を失う。
停 職	期間は1日以上6月以下。その間は職務に従事せず、いかなる給与も支給されない。
減 給	6月以下の期間、給料(教職調整額を含む。)の月額額の 10 分の1以下に相当する額を給与から減額する。
戒 告	職員の服務義務違反の責任を確認するとともに、その将来を戒めるもの。

- 2 **人事上の措置**…市教育委員会が実施する。

「法的根拠」

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律43条】

…市町村委員会は、県費負担教職員の服務を監督する。

措置の種類：【文書訓告】【口頭訓告】【厳重注意】…法律によるものではない。

## 市職員の（懲戒）処分と措置について

## 1 懲戒処分

「法的根拠」

地方公務員法第 29 条

①法令違反②服務義務違反又は職務怠慢③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合に、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

免 職	職員の身分を失う。
停 職	期間は 1 日以上 6 月以下。その間は職務に従事させず、いかなる給与も支給されない。
減 給	6 月以下の期間、給料の月額額の 10 分の 1 以下に相当する額を給与から減額する。
戒 告	職員の服務義務違反の責任を確認するとともに、その将来を戒めるもの。

## 2 人事上の措置

・文書訓告、口頭訓告、嚴重注意など

…地方公務員法に基づく懲戒処分に至らない非違行為について、指導・監督上の措置として行う。